

瀬戸内市受援計画

（人的応援の受入れ編）

令和5年3月

（令和7年9月改訂）

瀬戸内市

目次

第1章 計画の目的と位置づけ.....	1
第2章 受援体制の整備.....	2
第3章 災害時の応援職員等の受入れ.....	5
第1節 受援担当者の役割.....	5
第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ.....	6
第4章 受援対象業務.....	9
第1節 受援対象業務の全体像.....	9
第2節 本計画における受援対象業務.....	9
第3節 受援シート.....	16
第5章 受援計画の実効性の確保.....	55
第1節 研修・訓練の実施.....	55
第2節 受援計画の検証と改善.....	55
様式集	

第1章 計画の目的と位置づけ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。このため、本市における応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした「瀬戸内市受援計画（人的応援の受入れ編）」（以下「本計画」という。）を策定する。

なお、本計画は瀬戸内市地域防災計画の下位計画として位置づけ、瀬戸内市業務継続計画を補完するものとして策定する。

第2章 受援体制の整備

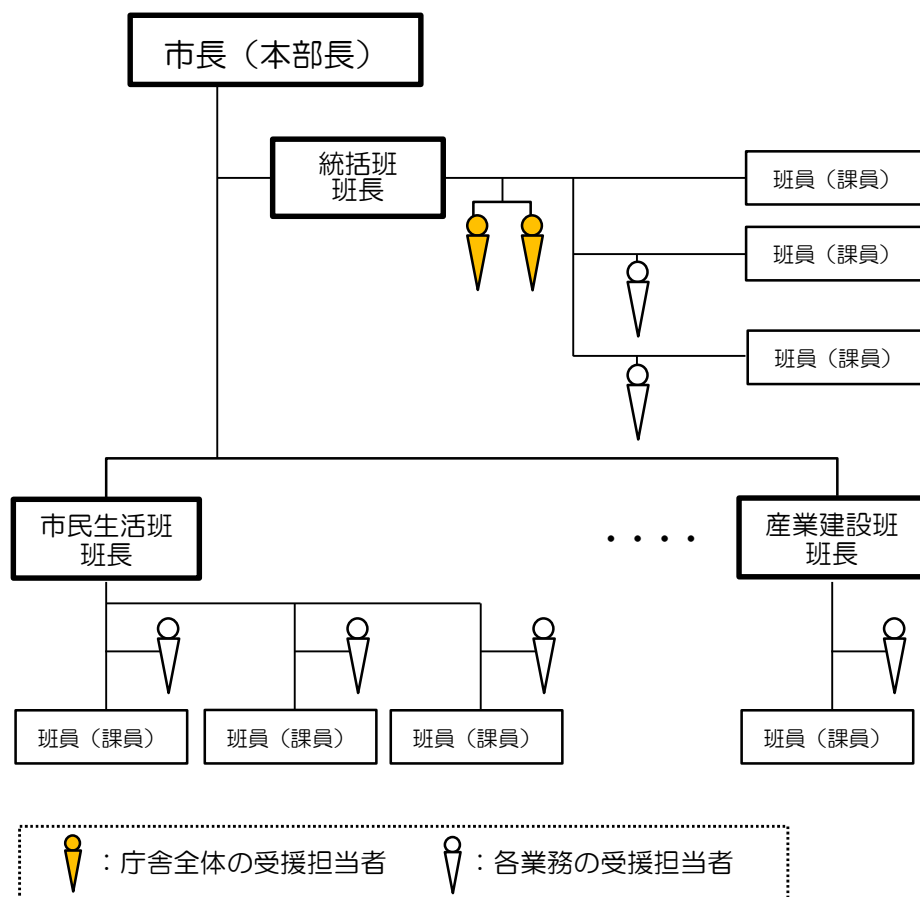
本市における庁内全体の受援担当者、各業務の受援担当者及び岡山県の体制については、下表のとおり。

瀬戸内市の各受援担当者

分類	(班名) 業務名	区分	担当部署・役職	連絡先(内線)
受援担当者 庁内全体の	(統括班) 受援	責任者	総務課 課長	
		受援担当者	総務課 課長補佐	
			総務課 課長補佐	
各業務の受援担当者	(統括班) 災害 マネジメント	責任者	危機管理課 課長	
		受援担当者	危機管理課 主任	
	(市民生活班) 避難所運営	責任者	市民課 課長	
		受援担当者	市民課 課長補佐	
	(統括班) 支援物資に係る業務	責任者	契約管財課 課長	
		受援担当者	契約管財課 課長補佐	
	(市民生活班) 災害廃棄物 処理	責任者	生活環境課 課長	
		受援担当者	生活環境課 参事	
	(市民生活班) 住家の被害 認定調査	責任者	税務課 課長	
		受援担当者	税務課 資産税係長	
		連携	建築住宅課	
	(市民生活班) 罹災証明書の 交付	責任者	税務課 課長	
		受援担当者	税務課 市民税係長	
	(統括班) 被災者支援 ・相談業務	責任者	企画振興課 課長	
		受援担当者	企画振興課 課長補佐	
	(産業建設班) 道路等インフラ 復旧に係る業務	責任者	建設課 課長	
		受援担当者	建設課 課長補佐	
	(上下水道班) 上水道施設の 復旧に係る業務	責任者	上水道施設課 課長	
		受援担当者	上水道施設課 係長	
	(上下水道班) 下水道施設の 復旧に係る業務	責任者	下水道課 課長	
		受援担当者	下水道課 課長補佐	

岡山県の連絡窓口

分類	班名	区分	担当部署・役職	連絡先
岡山県	受援調整部	責任者	受援調整部長	086-226-7926
		受援担当者	受援調整部 人的支援班	086-226-7931



瀬戸内市の災害時の組織図

※災害発生後については災害対策本部体制とするが、本部長の指示により他班に割り当てられた班員は通常の課に戻り非常時優先業務を実施することとする（目安：3日目以降（応急対応期））。

非常時優先業務とは

（参考：瀬戸内市業務継続計画より）

大規模な災害時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、地域防災計画に定める「災害応急対策業務」及び「早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等」（これらを「応急業務」と総称）のほか「業務継続の優先度の高い通常業務」が対象となる。

第3章 災害時の応援職員等の受入れ

第1節 受援担当者の役割

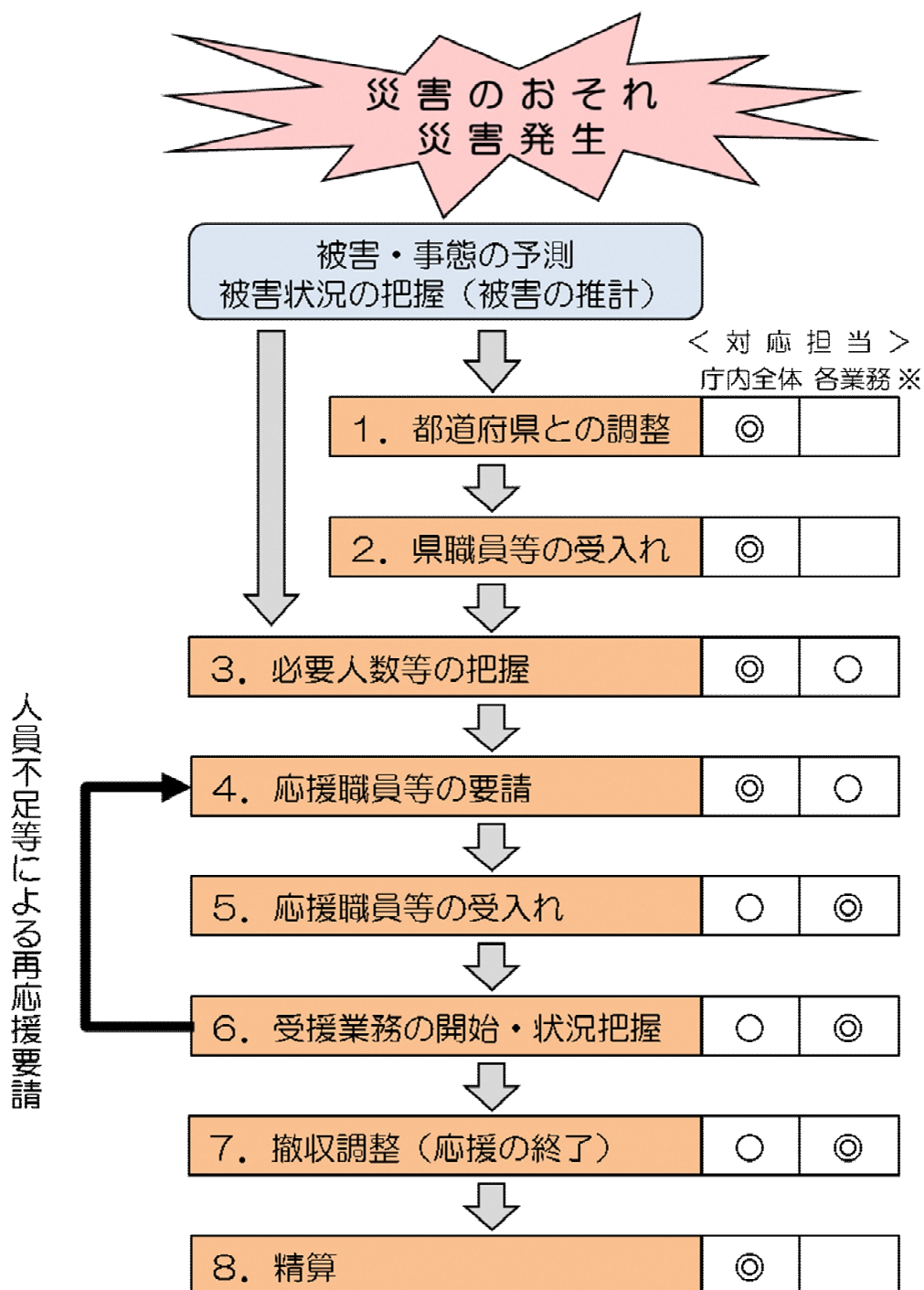
庁内全体の受援担当者及び各業務の受援担当者それぞれの主な役割は下表のとおり。

各受援担当者の主な役割

	主な役割
庁内全体の受援担当者	・岡山県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関すること ・各業務の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ・各業務の人的応援のとりまとめに関すること ・受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関すること
各業務の受援担当者	・庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関すること ・各業務における応援職員等の受入れに関すること（状況把握、サポート等）

第2節 応援職員等の受入れに関する基本的な流れ

本市における、災害時の応援職員等の受入れの基本的な流れを下記に示す。また、各業務の主な内容を次ページ以降に示す。



※ 庁内全体：庁内全体の受援担当者、各業務：各業務の受援担当者

災害時における受援業務の基本的な流れ

1. 岡山県との調整【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当者は、災害発生のおそれ段階における被害・事態の予測や、災害発生時における被災状況や職員の参集状況などを踏まえ、岡山県（派遣されている現地情報連絡員（リエゾン）も含む）に対し、応援の必要性を伝え、必要となる応援の内容と応援規模等を相談する。
- 応援職員等の要請や災害マネジメントについて不安のある場合は、岡山県と調整の上、それらに関して知見のある都道府県職員や応急対策職員派遣制度による総括支援チームの派遣を要請する。

2. 県職員等の受入れ【庁内全体】

- 庁内全体の受援担当者は、県職員等の受入れにあたって必要となる執務スペースを確保し、受入れ環境を準備する（受援シート（Ⅱ編第4章第3節）により事前に整理）。

3. 必要人数等の把握【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当者は、必要に応じて県職員等の助言等を受けながら、各業務の受援担当者に対し、応援側に求める業務内容等と必要人数（正確な値を求めることが困難な場合は、その時点で必要と考えられる大まかな人数）を整理するよう依頼する。
- 各業務の受援担当者は、受援シートの「応援職員等の要請人数の考え方」等を参考に、庁内で動員できる職員等も考慮して必要な応援人数を見積もる。

4. 応援職員等の要請【庁内全体（各業務）】

- 庁内全体の受援担当者は、各業務の受援担当者に応援が必要な業務内容と人数等を確認する。
- 庁内全体の受援担当者は、応援が必要な業務内容等と人数を取りまとめ、市長の承認のもと、岡山県や協定締結団体等に応援職員等の派遣を要請する。なお、あらかじめ定められたルール等に基づき各業務の受援担当者が要請を行う場合には、庁内全体の受援担当者と情報共有する。
- 要請する際には、遠隔支援の受入れが可能な業務、宿泊施設等のリスト、道路の通行止めや鉄道の運行状況等、応援職員等が活動するにあたり必要な情報や活動拠点に到着するにあたり必要な情報について、把握している範囲で提供する。
- 女性と男性で異なる支援ニーズの把握や女性の視点に立った避難所等の環境改善には女性職員の災害現場への参画も重要であるため、女性の応援職員の派遣要請を検討する。

5. 応援職員等の受入れ【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等が円滑に活動できるよう事前に受援シートで定めている執務スペース、資機材等や被災地の地図、各種マニュアル等を準備する。
- 女性の応援職員が安全・安心に活動できるよう環境を整備するように努め、女性職員の円滑な受入れに努める。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等を受け入れる際には庁内全体の受援担当者と情報共有する。
- 応援職員等が到着した際、最初の打合せにおいて、被災地の状況や業務内容等を受援シートなども活用しながら説明（※）する。

※ 説明事項の例

①現在の状況 ②関係者のリストや連絡先 ③執務場所、休憩場所 ④必要な資源の確保方法 ⑤働く期間・一日のスケジュール ⑥想定される危険や安全確保方法 ⑦業務の「内容」（何をするのか）、「目的」（なぜ、それをするのか）、「ゴール」（業務終了時、どのようになっているか） 等

6. 受援業務の開始・状況把握【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、応援職員等と業務を始めるにあたり、業務を円滑に進めるため、業務の実施方針や見通しについて調整を行う機会を設けるなど状況認識の統一を図るよう努める。
- 各業務の受援担当者は、応援職員等と定期的に打合せを行い、市災害対策本部における方針や指示を伝え情報共有を図るとともに、応援職員等による活動状況などを確認し、必要に応じて改善に努める。
- 庁内全体の受援担当者は、応援職員等の代表者等が市の災害対応全般について把握する機会として、災害対策本部会議への出席を依頼する。

7. 撤収調整（応援の終了）【各業務（庁内全体）】

- 各業務の受援担当者は、受援業務の進捗状況を踏まえて、応援の終了時期を検討した上で、応援職員等と協議し相互の了解のもとで応援の終了時期を決定する。応援の終了を決定する場合は、庁内全体の受援担当者と情報共有する。

8. 精算【庁内全体】

- 岡山県や応援職員等派遣機関と調整のうえ、実費・弁償の手続きを行う。

第4章 受援対象業務

第1節 受援対象業務の全体像

本計画における受援対象業務の全体像として時系列での受援対象業務の主な流れを次ページに示す。

第2節 本計画における受援対象業務

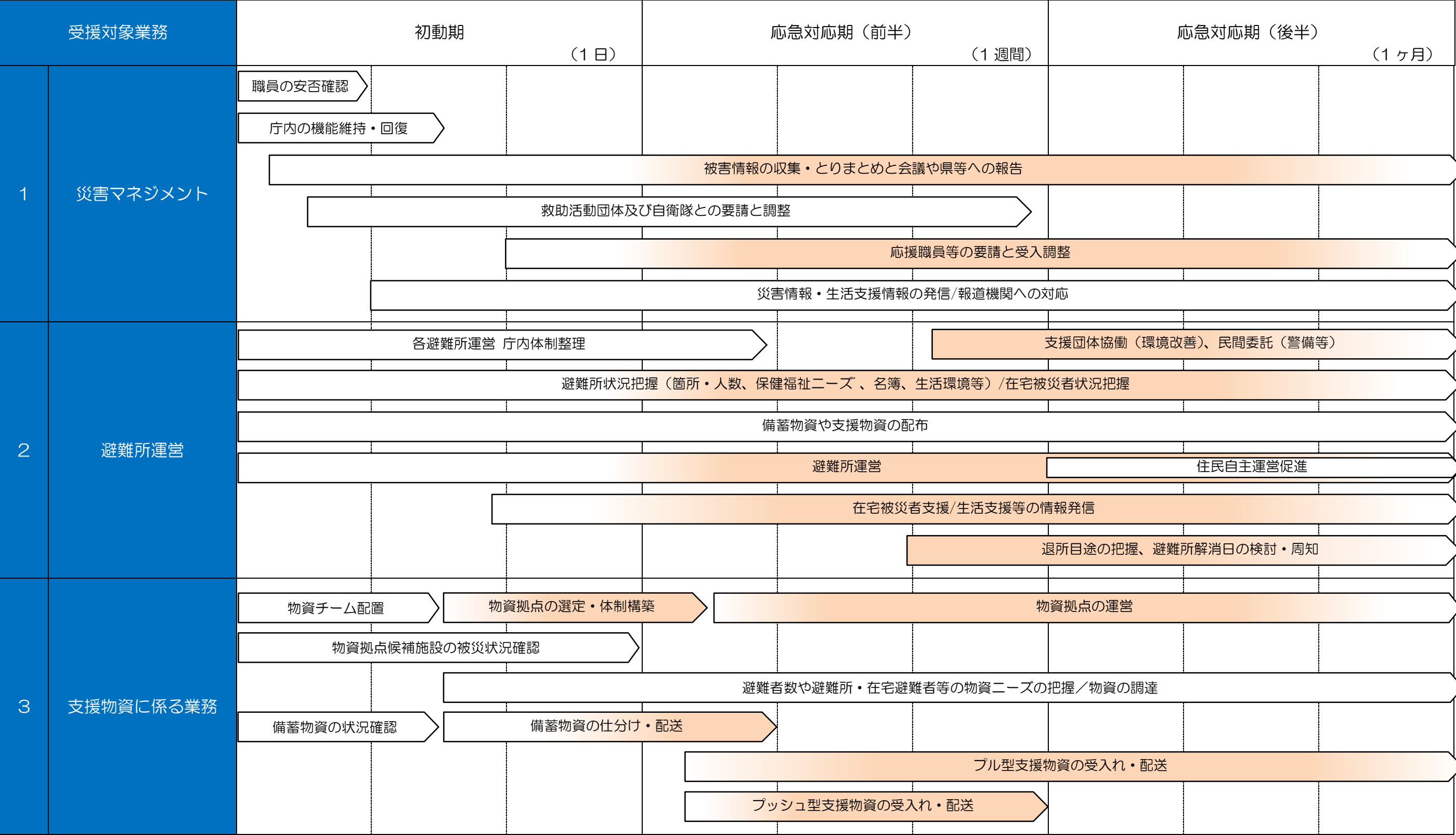
本計画では、以下の10項目の受援対象業務を取り扱う。

本計画で取り扱う受援対象業務

- (1) 災害マネジメント
- (2) 避難所運営
- (3) 支援物資に係る業務
- (4) 災害廃棄物の処理
- (5-1) 住家の被害認定調査
- (5-2) 罹災証明書の交付
- (6) 被災者支援・相談業務
- (7) 道路等インフラ復旧に係る業務
- (8-1) 上水道施設の復旧に係る業務
- (8-2) 下水道施設の復旧に係る業務

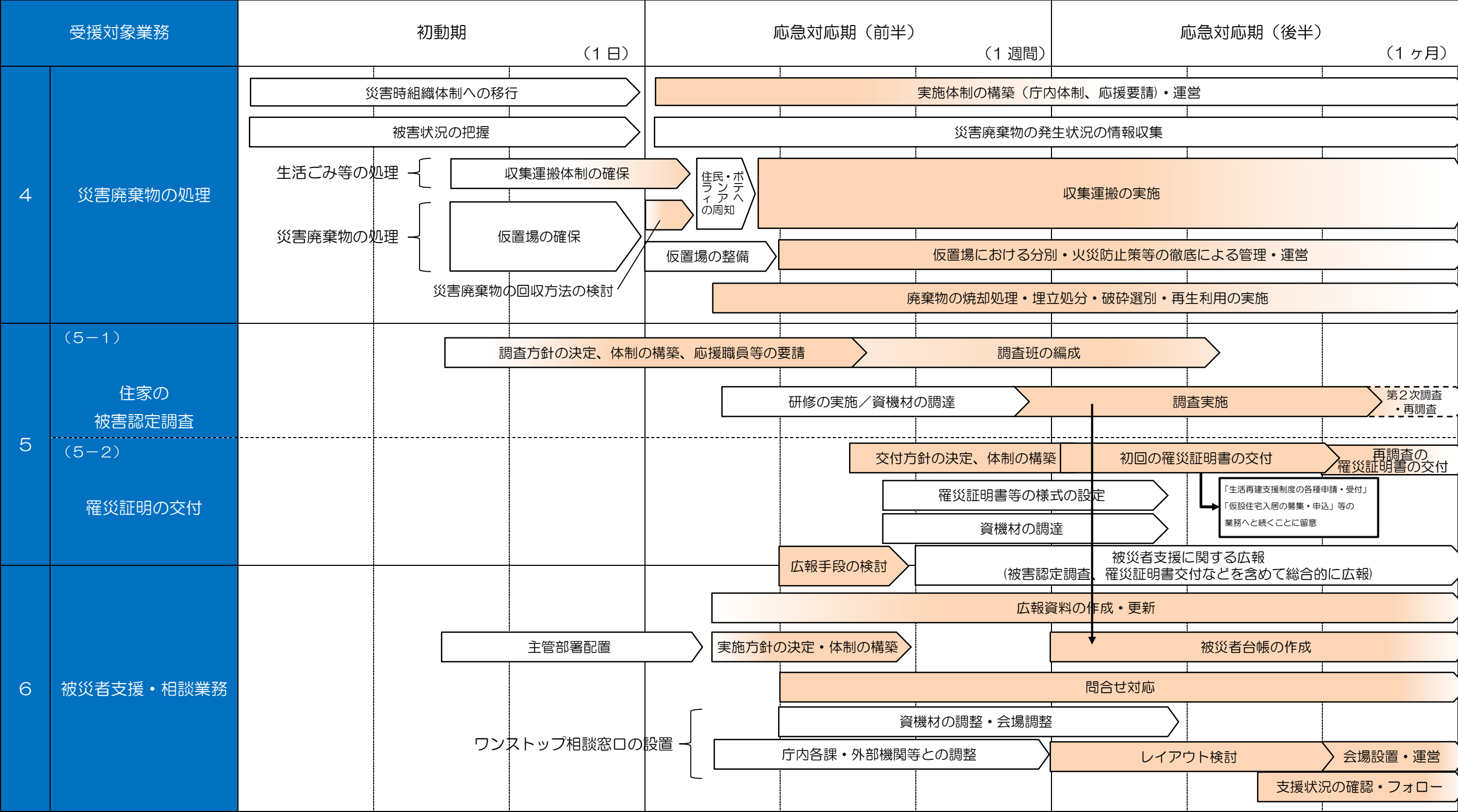
受援対象業務 全体タイムライン

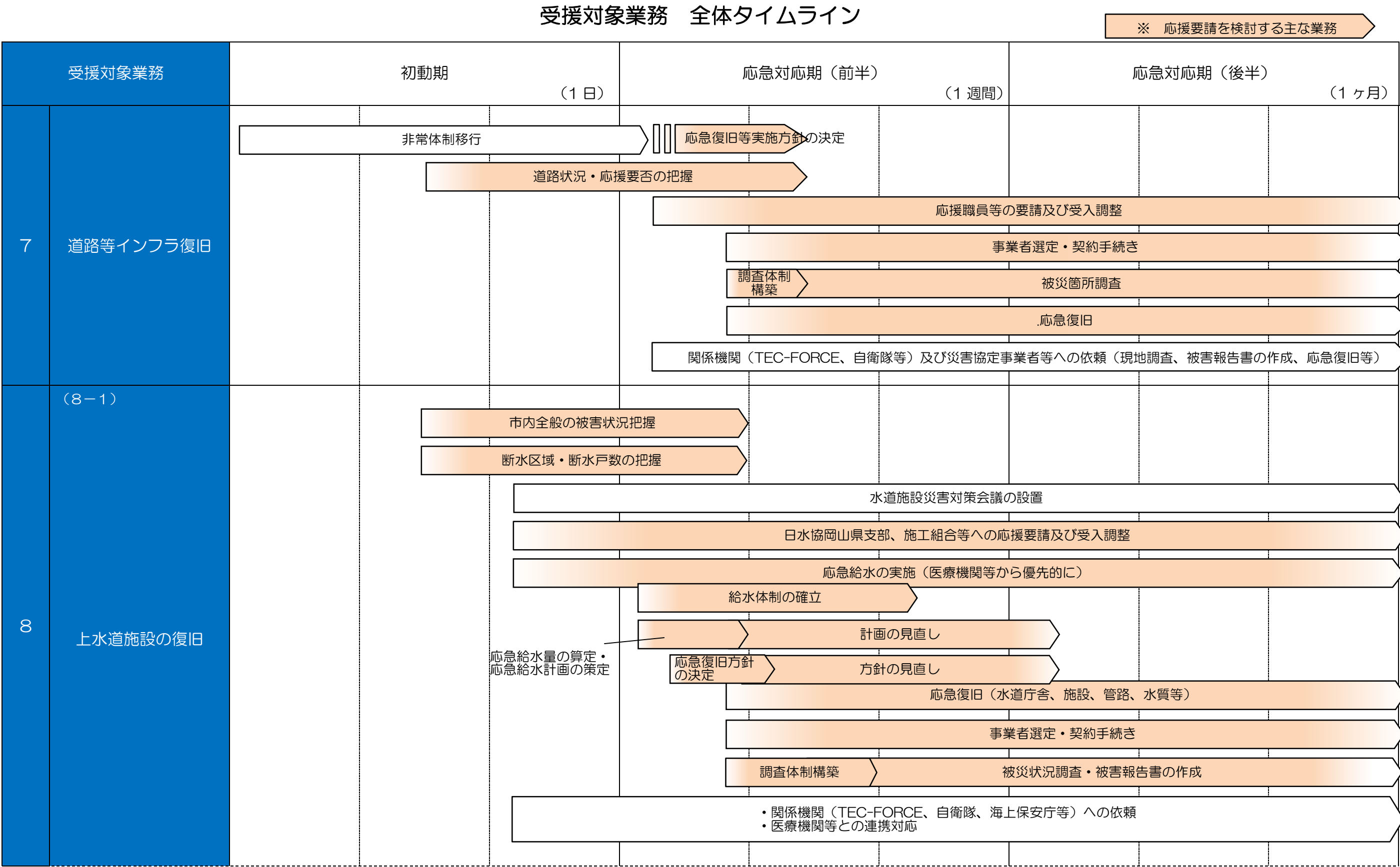
※ 応援要請を検討する主な業務

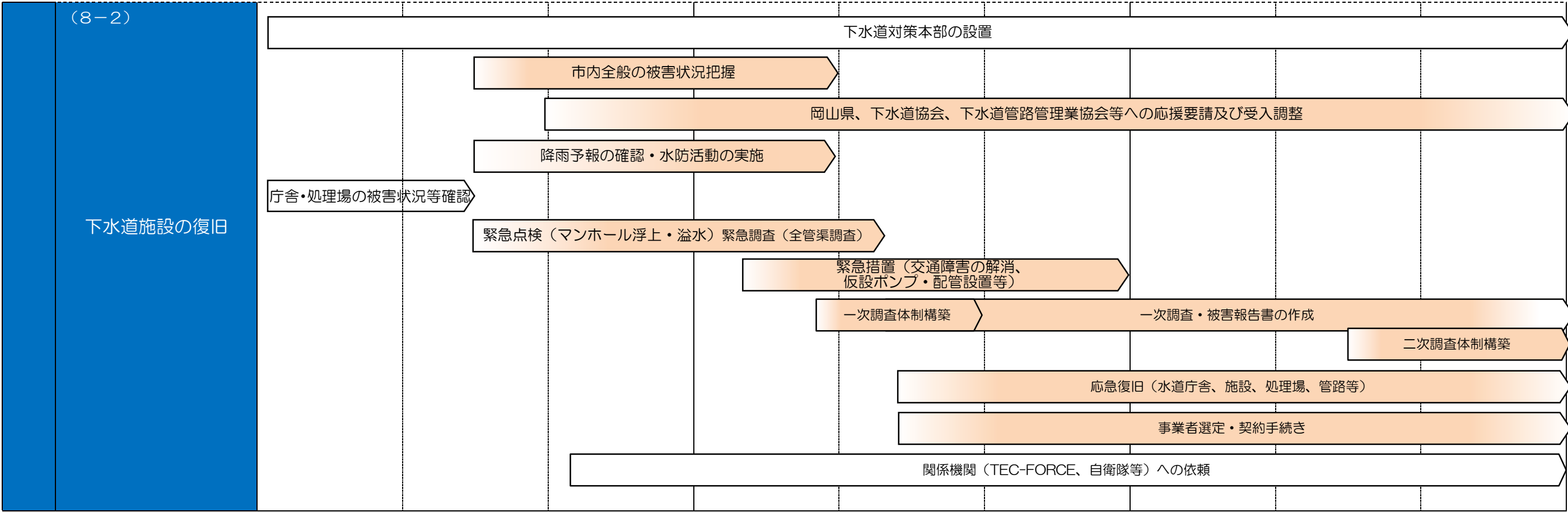


受援対象業務 全体タイムライン

※ 応援要請を検討する主な業務







第3節 受援シート

災害時に応援受入れを円滑にできるよう、受援対象業務ごとに次ページ以降の受援シートをあらかじめ作成しておく。受援シートの記載項目及び留意点は以下のとおり。

なお、災害時には、災害の種類や被害状況等を踏まえ、応援職員等と協議し、必要に応じて受援シートの内容の追加、変更等を行う。

2 避難所運営 支援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX等)
業務責任者	●●課長		
支援担当者	●●課長補佐 (●●担当)		

■業務の概要と流れ

業務概要 災害発生時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受け入れや避難所の運営 (情報提供や支援物資の供給) 等を行う。

項目	発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月
1 体制整備	主管部署配置	避難所運営委員 (必要職員等)	支援関係機関 (連絡調整) 調整会議 (業務等)	
2 情報収集	避難所状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、各簿、生活環境等)			
3 物資の配布	避難所物資の配布	在宅被災者状況把握	支援物資の配布	
4 避難所運営管理	避難所運営	在宅被災者支援	住民生活支援促進	
5 広報広聴		生活支援等の情報発信		
6 避難所の解消			避難所解消日の検討・通知	
7 関係会議の開催			調整会議の定期的開催	

■応援要請を検討する主な業務内容 (上記 箇所)

マネジメント業務支援	実務への支援
- 避難所の状況把握 (箇所・人数、保健福祉ニーズ、各簿、生活環境等) - 実施体制の構築 (庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整) - 在宅被災者への対応検討 - 避難所の環境改善に向けた検討 - 避難所解消に向けた検討	- 避難所の運営 - 在宅被災者への支援 - 被災者への生活支援等の情報発信

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX等)
●●都道府県				
国				
協定締結 地方公共団体				
協定締結 事業者等	・警備会社 ・環境整備事業協同組合 (し尿管理) など ・医療・福祉事業者			
NPO・ボランティア団体				
その他関係機関	・社会福祉協議会 ・警察 など			

■応援要員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	活動 (屋外)
(例) ●●小学校 体育館	(例) ●●小学校 校庭

■応援職員等の要請人数の考え方

〇以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に自市町村で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。

避難所運営に必要な職員数

$$= \text{開設避難所数} \times 1 \text{ 避難所を運営管理する行政職員数 (※)}$$
(※) 避難所規模・避難者数による

※避難所を運営管理する行政職員数は、平時より地域住民の方々と連携し、運営体制を定めておくことによりあらかじめ整理。

■必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話、段ボールベッド、簡仕切り、仮設トイレ、燃料、扇風機、ベットのクーラー (詳細は以下指針・手引き等を参照) ※必要に応じて、応援職員に依頼を依頼

■指針・手引き等

・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
 ・避難所運営ガイドライン【内閣府】
 ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン【内閣府】
 ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン【内閣府】
 ・●●市町村 避難所運営マニュアル

■業務主担当部署

<留意点>

- ・組織改正や人事異動の際に必ず見直し確実に修正や引継ぎを行う

■業務の概要と流れ

<留意点>

- ・応援要請を検討する主な業務 (業務全てを応援職員が行えるものではない) については、色分けする
- ・一般的な業務の流れを記載しているため、作成時に適宜変更する

■応援要請を検討する主な業務内容

■関係機関・団体等の連絡先

<留意点>

- ・関連する応援要請先等を記載する
- ・人事異動や訓練などの際に連絡先を確認する等、顔の見える関係を構築する
- ・市町村の状況に応じて、適宜行を追加・削除する

■応援職員等の執務スペース

<留意点>

- ・上記の業務関連機関・団体等の受入れを想定したスペースを選定する

■応援職員等の要請人数の考え方

<留意点>

- ・応援要請人数や必要となる職種、技能などを整理し記載する

■必要な資機材等

<留意点>

- ・資機材の種類や数量は、発生した災害の種類や被害状況によって異なるが、最低限定まっているものは記載する

■指針・手引き等

<留意点>

- ・業務に関する詳細資料等について記載する
- ・市町村独自マニュアル等を追加する

1 災害マネジメント 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	危機管理課 課長	0869-22-3904	0869-22-3299
受援担当者	危機管理課 主任		

■業務の概要と流れ

業務概要		災害時に、活動体制を速やかに確立し、災害対応を庁内全体で円滑に実施できるよう、総合的なマネジメント（情報分析、計画策定、組織調整等）を行う。											
項目		発災当日				～1週間				～1ヶ月			
1	災害対応の 総括・運営	職員の安否確認											
		庁舎の機能維持・回復											
		災害対策本部の運営・管理											
		庁内体制の構築（状況に応じて適宜変更）											
2	情報収集と 共有	被害情報の収集・とりまとめ											
		会議での共有や県等への報告											
3	外部機関等 との調整	救助活動団体との調整（消防・警察等）											
		自衛隊派遣の要請と業務調整											
		応援職員等の要請と受入調整											
		その他、関係機関・団体等との調整											
4	住民等への 広報	災害情報・生活支援情報の発信（HP、SNS、Lアラート等）											
		報道機関への対応（記者会見、首長メッセージ発信）											

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

以下の内容等において、災害マネジメントを総合的に支援する。

- ・災害対策本部会議の運営
- ・市長への助言
- ・庁内体制の構築と変更
- ・被害情報の収集・とりまとめと会議での共有や県等への報告
- ・応援職員等の要請と受入調整
- ・その他、関係機関・団体との調整 等

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	人的支援班 086-226-7931	
国	国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所	要員派遣(TEC-FORCE)	36
	国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所	避難情報等の伝達提供	64
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・ 処理施設の提供	47
	全国ハンセン病療養所 所在市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海の路 ネットワーク運営協議会	必要資機材・物資の提供、職員の派遣、医療機関への受入 れ、臨時的な居住施設の提供	62
協定締結 事業者等	瀬戸内市建設振興会	建設機械、資材及び労力の提供	6
	瀬戸内市建設業協会	建設機械、資材及び労力の提供	7
	瀬戸内市建設協会	建設機械、資材及び労力の提供	8
	邑南産業(株)	建設機械、資材及び労力の提供	9
	(株)竝進	建設機械、資材及び労力の提供	10
	(株)前田開発	建設機械、資材及び労力の提供	11
	(株)元浜組	建設機械、資材及び労力の提供	12
	康愛産業(株)	建設機械、資材及び労力の提供	13
	瀬戸内市建設同友会	建設機械、資材及び労力の提供	14
	オリエンタル白石(株) 広島営業支店	建設機械、資材及び労力の提供	15
	(株)馬場工務店	建設機械、資材及び労力の提供	46
	石田重工業(株)	建設機械、資材及び労力の提供	50
	(株)一輝	建設機械、資材及び労力の提供	52
	(有)高祖興業	建設機械、資材及び労力の提供	56
	(有)青海	建設機械、資材及び労力の提供	57
	ユージー技建(株)	建設機械、資材及び労力の提供	99
	NPO 法人日本レスキュー 協会	災害救助犬による捜索、セラピードッグによる心のケア	33
	岡山県石油商業組合西大寺 支部	石油類燃料の供給、 避難所等の石油類燃料の運搬及び供給 公共施設等への石油類燃料の運搬及び供給	92
	岡山県水難救済会	船舶による資機材・救援物資の輸送、被災者の救助・搬送	39
	西日本三菱自動車販売(株)、 三菱自動車工業(株)	電動車両等の提供	95
	(株)イエローライン山陽	ドローンによる災害現場撮影・画像解析、捜索活動等の画 像提供	69
	(一社)MASC	ドローンによる被災状況等の確認、情報収集活動の支援、 被災者・行方不明者等の捜索、救助の支援、資材・物資の 輸送・運搬	101
	NTT ドコモ	包括連携協定	
	(株)ゼンリン	地図等の提供	54
	キャンピングカー(株)	キャンピングカーの貸出	91
	一般社団法人日本アマチュ ア無線連盟岡山県支部	災害情報の収集	38

	岡山県霊柩葬祭事業協同組合	遺体安置施設等の提供、必要な資器材・消耗品の提供、遺体の搬送	40
	(株)さくら祭典	遺体安置施設等の提供、必要な資器材・消耗品の提供、遺体の搬送	41
	(株)八葬祭	遺体安置施設等の提供、必要な資器材・消耗品の提供、遺体の搬送	42
	(有)はなわ屋	遺体安置施設等の提供、必要な資器材・消耗品の提供、遺体の搬送	43
	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等	71
	シンボー工業(株)	土のう作成・備蓄・運搬	73
	岡山県瓦工事協同組合	被災建築物の瓦屋根部分の損壊箇所の修繕相談対応	97
	岡山県建設労働組合西大寺支部	災害救助法が適用される災害発生時に、市依頼での被災住宅の日常生活に必要な応急修理	103
警察	瀬戸内警察署	0869-34-6110	
自衛隊	自衛隊岡山地方協力本部	086-226-0361	
	自衛隊日本原駐屯地	0868-36-5151	
NPO・ボランティア団体	一般社団法人ピースポート 災害支援センター	被災地の課題に合わせて多様な支援を展開/03-3363-7967 行政事務支援、支援団体間調整・連携サポート、避難所運営、支援物資配布、食事支援（炊き出し・受入調整）、コミュニティ形成（サロン）、災害ボランティアセンター運営、家屋清掃/壁・床剥がし、飛散屋根へのブルーシート展張、仮設住宅支援、写真洗浄等	
その他 関係機関	瀬戸内市社会福祉協議会	ボランティアセンター設置・運営	94
	中国電力ネットワーク(株)	停電情報の提供、要員派遣	37
	西日本電信電話(株)	避難所への特設公衆電話の設置	72
	日本郵便(株)	車両提供、被災者避難先リスト等の情報相互提供、	63
	邑久・牛窓・虫明郵便局	土砂災害、道路、河川等の災害情報提供	34
	災害支援ネットワーク岡山 事務局 特定非営利活動 法人岡山 NPO センター	民間による支援活動 086-224-0995	

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	災害対策本部
現場（屋外）	—

■ 応援要請にあたっての留意事項

○災害対応は、刻々と変化する状況に応じて、先を見据えた方針の決定と業務の推進、また、それらの全体管理が必要であるため、こうした業務遂行のマネジメントが自市で可能かどうかを速やかに判断し、必要に応じて、岡山県職員や総括支援チーム等に対して災害マネジメント支援の要請を行う。

○どのような業務に対してどれだけの人数を要請するかなどについて不安がある場合は必要に応じ岡山県職員・総括支援チーム等の支援を要請する。

■必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、固定電話、携帯電話、FAX、コピー機、PC、プリンター、
筆記用具

※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

- ・瀬戸内市 災害時初動マニュアル・災害対策本部マニュアル
- ・瀬戸内市 地域防災計画
- ・瀬戸内市 業務継続計画（BCP）

2 避難所運営 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	市民課 課長	0869-22-1115	
受援担当者	市民課 課長補佐		

■業務の概要と流れ

業務概要		災害時に指定避難所の安全確認と開設を行い、避難者の受入れや避難所の運営（情報提供や支援物資の供給）等を行う。			
項目		発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月
1	体制整備	主管部署配置	運営支援要員確保（応援職員等）		
		各避難所運営 庁内体制整理		支援団体協働（環境改善） 民間委託（警備等）	
2	情報収集	避難所状況把握（箇所・人数、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等）			
		在宅被災者状況把握			
3	物資の配布	備蓄物資の配布		支援物資の配布	
		物資ニーズの把握			
4	避難所運営 管理	避難所運営			住民自主運営促進
		在宅被災者支援			
5	広聴広報	生活支援等の情報発信			
6	避難所の解消	退所目途の把握、 避難所解消日の検討・周知			
7	調整会議の開催	調整会議の定期的開催			

■ 応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	・避難所の状況把握（箇所・人数、男女別ニーズ、保健福祉ニーズ、名簿、生活環境等） ・実施体制の構築（庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） ・在宅被災者への対策検討 ・避難所の環境改善に向けた検討 ・避難所解消に向けた検討
実務への 支援	・避難所の運営 ・在宅被災者への支援 ・被災者への生活支援等の情報発信

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	人的支援班 086-226-7931	
	保健福祉課地域福祉班	岡山県災害派遣福祉チーム（DWAT） 086-226-7317	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・処理施設の提供	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海的路ネットワ ーク運営協議会	必要資機材・物資の提供、職員の派遣、医療機関への受入れ、臨時的な居住施設の提供	62
協定締結 事業者等	岡山県石油商業組合西大寺 支部	石油類燃料の供給、 避難所等の石油類燃料の運搬及び供給 公共施設等への石油類燃料の運搬及び供給	92
	西日本三菱自動車販売(株)、 三菱自動車工業(株)	電動車両等の提供	95
	キャンピングカー(株)	キャンピングカーの貸出	91
	邑久高等学校	指定緊急避難場所、指定避難所施設利用	23
	学校法人啓明学院	指定緊急避難場所、指定避難所施設利用	55
	ホテルリマー二	要配慮者用宿泊施設提供、津波避難ビル	87,44
	岡山いこいの村	要配慮者用宿泊施設提供	88
	西大寺グランドホテル	要配慮者用宿泊施設提供	89
	あじさいのおか牛窓	福祉避難所（福祉施設）	16
	邑久ナーシングホーム	福祉避難所（福祉施設）	17
	長船荘	福祉避難所（福祉施設）	18
	せとうち	福祉避難所（福祉施設）	19
	錦海荘	福祉避難所（福祉施設）	20
	縁路香、かおり	福祉避難所（福祉施設）	21
	うらら東	福祉避難所（福祉施設）	22
	せとの夢	福祉避難所（福祉施設）	58
	まごのて村	福祉避難所（福祉施設）	100
	有限会社 メディック	福祉避難所（福祉施設）	112
	せとうち旭川荘	福祉避難所（障害福祉施設）	65
	アストラ会	福祉避難所（障害福祉施設）	66
	地域生活支援センター スマイル	福祉避難所（障害福祉施設）	67

	東備バス(株)	避難者の輸送	84
	(株)坂本運輸 (有)ネイチャーワールド	避難者の輸送	85
	(有)ツルヤタクシー	避難者の輸送	86
	(株)メフォス	給食支援・給食配送	82
	一富士フードサービス(株)中 国・四国支社	給食支援・給食配送	83
	ユージー技研(株)	牛窓西小学校を開設した際の災害復旧車両の駐車場利用	60
	円福寺	緊急避難場所施設利用	24
	本蓮寺	緊急避難場所施設利用	25
	妙福寺観音院	緊急避難場所施設利用	26
	金剛頂寺	緊急避難場所施設利用	27
	服部養老会	緊急避難場所施設利用	28
	邑久町漁業協同組合	緊急避難場所施設利用	29
	岡山市農業協同組合	緊急避難場所施設利用	30
	上寺山餘慶寺・恵亮院・ 本乗院・吉祥院・明王院・ 定光院・圓乗院	緊急避難場所施設利用	74,75 76,77 78,79 80
	大賀島寺	緊急避難場所施設利用	81
	山田庄財産区邑久地区 コミュニティ協議会	緊急避難場所施設利用	93
	NPO 法人日本レスキュー 協会	災害救助犬による捜索、セラピードッグによる心のケア	33
	株式会社わたなべ生鮮館	応急生活物資供給	111
	株式会社ナフコ	物資供給等	112
	一般社団法人 岡山県キッ チンカー協会	炊き出しによる食料の提供	114
NPO・ボラン ティア団体	一般社団法人ピースポート 災害支援センター	被災地の課題に合わせて多様な支援を展開/03-3363-7967 行政事務支援、支援団体間調整・連携サポート、避難所運 営、支援物資配布、食事支援（炊き出し・受入調整）、コ ミュニティ形成（サロン）、災害ボランティアセンター運 営、家屋清掃/壁・床剥がし、飛散屋根へのブルーシート 展張、仮設住宅支援、写真洗浄等	
その他 関係機関	西日本電信電話(株)	避難所への特設公衆電話の設置	72
	日本郵便(株)	車両提供、被災者避難先リスト等の情報相互提供	63
	岡山県警備業協会	避難所等の警備、誘導など	

■ 応援要員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	指定避難所内（体育館、公民館など）
現場（屋外）	指定避難所（校庭、駐車場など）

■ 応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す避難所運営に必要な職員数から発災時に自市で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。

避難所運営に必要な職員数

$$= \text{開設避難所数} \times 1 \text{ 避難所を運営管理する行政職員数} (\ast)$$

(避難所規模・避難者数による)

※避難所を運営管理する行政職員数は、平時より地域住民の方々と連携し、運営体制を定めておくことによりあらかじめ整理。

■ 必要な資機材等

車両、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話、簡易ベッド、パーティション、携帯・簡易・仮設トイレ、燃料、扇風機、ペットのケージ（詳細は以下指針・手引き等を参照）※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■ 指針・手引き等

- ・避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針【内閣府】
- ・避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン【内閣府】
- ・福祉避難所の確保・運営ガイドライン【内閣府】
- ・避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン【内閣府】
- ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～【内閣府】
- ・人とペットの災害対策ガイドライン【環境省】
- ・瀬戸内市 避難所運営マニュアル

3 支援物資に係る業務 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	契約管財課 課長	0869-22-2079	
受援担当者	契約管財課 課長補佐		

■業務の概要と流れ

業務概要	災害発生時、物流事業者等の協力を得ながら物資拠点、避難所での体制を確保するとともに、国や岡山県、他の自治体、協定締結企業等からの支援物資（プッシュ・プル型）を円滑に受入れ、被災者に対して迅速かつ適切に物資を供給する。 ※個人・法人からの小口の義援物資の申し出は辞退し、義援金による支援に代えてもらうよう広報する。
------	--

項目	発災当日	～3日	～1週間	～1ヶ月
1 物資供給体制の確立	物資チーム配置 物資拠点候補施設被災状況確認	物資拠点の選定・体制構築	物資拠点の運営	
2 備蓄物資の提供	備蓄物資状況確認	避難者数等の把握 備蓄物資の仕分け・配送		
3 避難者ニーズを踏まえた物資の調達・受入れ・配送（プル型）			避難所・在宅避難者等の物資ニーズの把握、物資の調達 物資の仕分け・配送	
4 生活必需品等の受入れ・配送（プッシュ型）			避難者数等の把握 生活必需品等の受入れ・配送	
5 義援物資の受入れ方針の決定・広報等		義援物資受入れ方針の検討・決定 方針の広報		

※「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」（国土交通省）等を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント業務支援	- 物資拠点の選定及び設置、輸送ルート・配送先等の検討 - 別途作成する物資配分計画をふまえた物資配送計画の立案 - 物資調達先との調整
実務への支援	- 備蓄物資保管場所から各避難所への配送 - 物資拠点の運営（物資の受入れ、荷卸し、検品、保管・管理、入出庫記録、仕分け、積み込み） - 物資拠点から各避難所への配送（配送計画の立案・実施）

※避難所のニーズ把握は「避難所運営」と連携して実施することを想定

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	物資支援班 086-226-7935	
	環境文化部環境企画課	086-226-7299/岡山県協定（空調設備）	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・処理施設の提供	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海的路ネットワ ーク運営協議会	必要資機材・物資の提供、職員の派遣、医療機関への受入れ、臨時的な居住施設の提供	62
協定締結 事業者等	イズミゆめタウン邑久店	物資の提供	1
	NPO 法人コメリ災害対策 センター	物資の提供	2
	ハローズ邑久店	物資の提供	3
	サントリーフーズ(株)	物資の提供	4
	生活協同組合おかやまコー プ	物資の提供	5
	ゴダイ(株)	物資の提供	53
	(株)アクティオ	レンタル資機材の提供（トイレ、発電機、冷暖房機等）	61
	太陽建機レンタル(株)	レンタル資機材の提供（トイレ、発電機、冷暖房機等）	96
	(株)ナガワ	レンタル資機材の提供（トイレ、発電機、冷暖房機等）	98
	萩原工業(株)	物資の提供（ブルーシート、土のう袋等）	70
	大和紙器(株)	段ボール製品の提供	51
	(株)ジュンテンドー	物資の提供（日用品、作業関係用品、冷暖房機器等）	105
	東備バス(株)	資機材・救援物資の輸送	84
	(株)坂本運輸 (有)ネイチャーワールド	資機材・救援物資の輸送	85
	岡山スイキョウ(株)	資機材・救援物資の輸送、救援物資の荷役・在庫管理・需要調整支援	90
	岡山県水難救済会	船舶による資機材・救援物資の輸送、被災者の救助・搬送	39
	(一社)MASC	ドローンによる被災状況等の確認、情報収集活動の支援、被災者・行方不明者等の搜索、救助の支援、資材・物資の輸送・運搬	101
	福山通運(株)	備蓄品の避難所への配送、物資拠点施設から避難所への配送、物資拠点施設の運営補助等 福山通運が管理する施設の物資輸送拠点としての利用	104
NPO・ボラン ティア団体	一般社団法人ピースポート 災害支援センター	被災地の課題に合わせて多様な支援を展開/03-3363-7967 行政事務支援、支援団体間調整・連携サポート、避難所運営、支援物資配布、食事支援（炊き出し・受入調整）、コミュニティ形成（サロン）、災害ボランティアセンター運営、家屋清掃/壁・床剥がし、飛散屋根へのブルーシート展張、仮設住宅支援、写真洗浄等	
その他 関係機関	瀬戸内市社会福祉協議会	ボランティアセンター設置・運営	94

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	本庁舎 3 階 執行部控室
現場（屋外）	物資拠点 * 屋外の場合は屋根付き運動場等を準備

■ 応援要請にあたっての留意事項

本業務は複数の部署にまたがる可能性も高いため、より円滑な業務運営ができるよう、1つのチームとして密な連携を図るよう努める。

【支援物資対応】

- 大規模災害時には、要請を待たずに国・県等から、プッシュ型で支援物資が送られてくることから、速やかに、受入れに必要な物資拠点を開設するとともに避難所まで適切に物資が供給できるよう体制を構築する。
- 「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することで、各避難所ニーズに基づいた物資の調達（要請）および物資の輸送・到着状況等の把握を行うことができる。

【物流事業者との連携体制】

- 支援物資の円滑な受入れ・供給を行うためには、運搬や在庫管理、荷積み等、各種業務に対する専門的な知識やノウハウが必要となるため、物流事業者（運送事業者等）による支援が必須であるため、平時より物流事業者等と支援物資物流に係る協定締結等に取り組むことが重要である。
- 物流事業者との役割分担は、物資の要請・調達、配分決定を瀬戸内市、配分計画に基づく配送計画立案・物資拠点運営（仕分け・保管・管理）・配送を物流事業者とする。

■ 応援職員等の要請人数の考え方

- 以下に示す本部及び現場で必要となる人員数から、発災時の動員可能な職員数を差し引いて要請人数を見積もる。なお、対象とする避難者数はもとより、物流資機材の設備状況、施設の状況（保管場所の規模や積卸場所の確保状況）等により必要人員が異なることから、必要な役割を記載する。

■本部に必要な職員等人数 ※市の規模や被災規模に応じて検討

- ①支援物資担当部署のリーダー1人
 - ②支援物資担当部署職員3～6人
 - ③物流専門家（物流事業者）等 1人
- + α

■物資拠点運営上必要な役割分担

拠点運営統括、荷卸し、積み付け、仕分け、積み込み、トラック誘導、入在庫管理、配送（拠点～各避難所）等

■ 必要な資機材等（物資拠点他）

輸送車両（レンタカー、公用車等含む）、フォークリフト、ハンドリフト、パレット、カゴ車、台車、カラーコーン、大型扇風機（排気ガス対策）、テント（上屋がない場合）、パソコン、物資ラベル等（物流事業者が確保できない場合は、リース等により調達）

■ 指針・手引き等

- ・ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック【国交省】
- ・物資調達・輸送調整等支援システム運用及び操作説明書【内閣府】

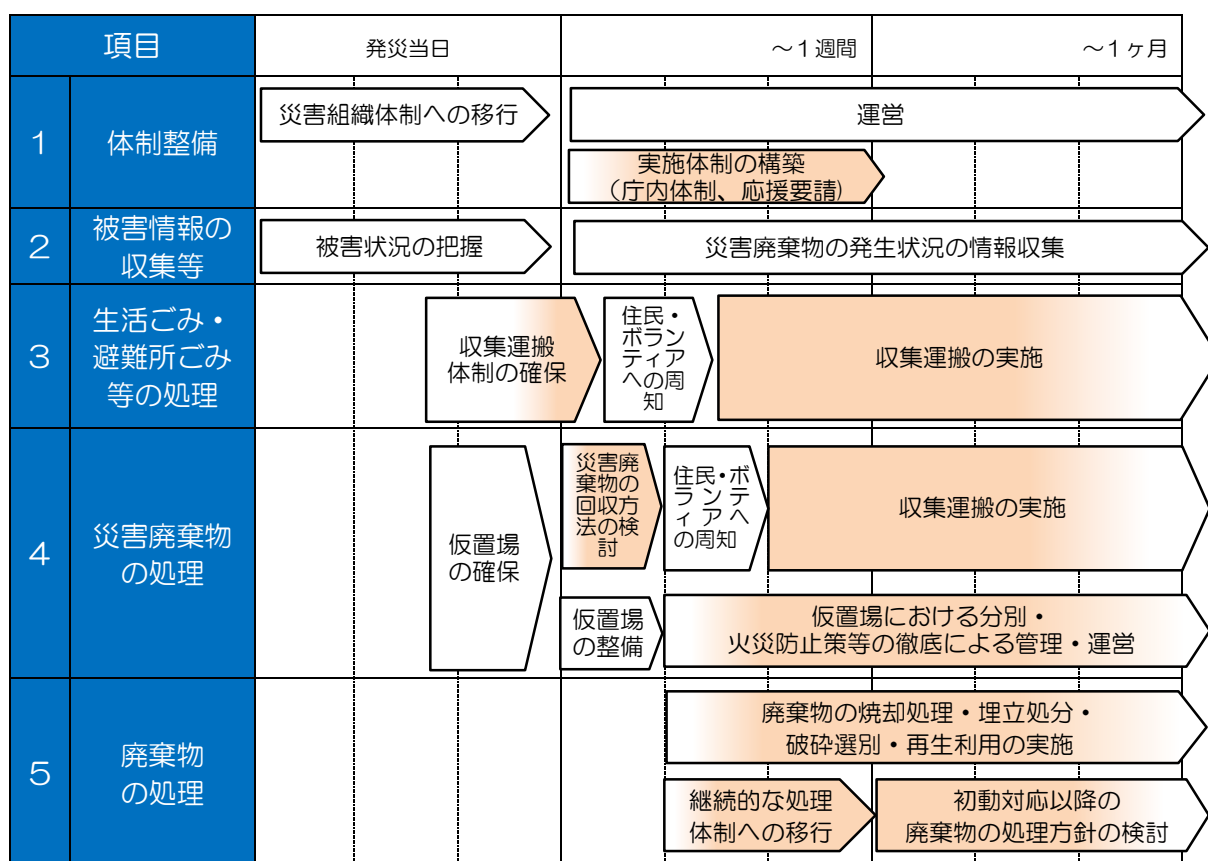
4 災害廃棄物の処理 受援シート

■業務担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	生活環境課 課長	0869-22-1899	
受援担当者	生活環境課 参事		

■業務の概要と流れ

業務概要	通常生活や避難所から出てくる生活ごみのほか、災害廃棄物が大量に出てくるため、通常の生活ごみ処理体制を維持しながら、災害廃棄物の処理方針を検討し、必要な仮置場の設置・管理・運営、住民・ボランティアへの周知、廃棄物処理を行う事業者との契約締結等による処理体制の確保等を行う。
------	---



※「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」（環境省）を参考に作成

■ 応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	- 生活ごみ、避難所ごみ等（仮設トイレなどのし尿含む）及び災害廃棄物の収集運搬の方針検討（収集運搬車両の派遣等） - 実施体制の構築（庁内体制の調整、応援要請職員等の算定・調整） - 廃棄物の処理方針の検討 国、県、市町村、支援団体等との調整
実務への 支援	- 生活ごみ、避難所ごみ等及び災害廃棄物の収集運搬 - 仮置場の管理

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	備前社会福祉課	086-226-7307	
	備前県民局環境課	086-233-9805	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・処理施設の提供	47
協定締結 事業者等	瀬戸内市建設振興会	建設機械、資材及び労力の提供	6
	瀬戸内市建設業協会	建設機械、資材及び労力の提供	7
	瀬戸内市建設協会	建設機械、資材及び労力の提供	8
	邑南産業(株)	建設機械、資材及び労力の提供	9
	(株)竝進	建設機械、資材及び労力の提供	10
	(株)前田開発	建設機械、資材及び労力の提供	11
	(株)元浜組	建設機械、資材及び労力の提供	12
	康愛産業(株)	建設機械、資材及び労力の提供	13
	瀬戸内市建設同友会	建設機械、資材及び労力の提供	14
	オリエンタル白石(株) 広島営業支店	建設機械、資材及び労力の提供	15
	(株)馬場工務店	建設機械、資材及び労力の提供	46
	石田重工業(株)	建設機械、資材及び労力の提供	50
	(株)一輝	建設機械、資材及び労力の提供	52
	(有)高祖興業	建設機械、資材及び労力の提供	56
	(有)青海	建設機械、資材及び労力の提供	57
	ユーシー技建(株)	建設機械、資材及び労力の提供	99

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	生活環境課会議室
現場（屋外）	仮置場、清掃工場

■ 応援職員等の要請人数の考え方

○以下に示す本部及び現場に必要な職員等人数から発災時に自市で動員できる職員数を引いて要請人数を見積もる。

(1) 本部に必要な職員等人数 ※市の規模や被災規模に応じて検討

$$\left. \begin{array}{l} \text{①廃棄物担当部署のリーダー1人} \\ \text{②廃棄物担当部署のサブリーダー1人} \\ \text{③廃棄物担当部署職員2～4人} \end{array} \right\} + \alpha \left(\begin{array}{l} \text{④技術系職員（土木部局等）} \\ \text{⑤事務系職員（総務・財政部局）} \\ \text{⑥その他（専門業者、専門家、} \\ \text{コンサルタント等）} \end{array} \right)$$

(2) 1現場（仮置場）あたりに必要な職員等人数

- ・搬入場所の出入口1ヶ所あたり職員等1～2人（受付（搬入物検査員）等）を配置
※分別指導、荷下ろし補助、車両誘導、場内誘導、搬出車両のタイヤ洗浄、夜間警備等は業者委託のため算入せず

地図には、通常時のごみ収集ルートや清掃工場、ごみステーション設置個所、ガソリンスタンドなどの掲載があると応援職員等は活動しやすい

■ 必要な資機材等

車両、地図、机、椅子、PC、プリンター、カメラ、Wi-Fi、携帯電話、ヘルメット、作業着、防塵マスク、手袋、雨具、防寒具（詳細は以下手引きを参照）
※必要に応じて、応援職員等に持参を依頼

■ 指針・手引き等

- ・災害廃棄物対策指針・技術資料【環境省】
- ・災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）【環境省】
- ・市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き【環境省】
- ・災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き【環境省】
- ・公費解体・撤去マニュアル【環境省】
- ・瀬戸内市 災害廃棄物処理計画

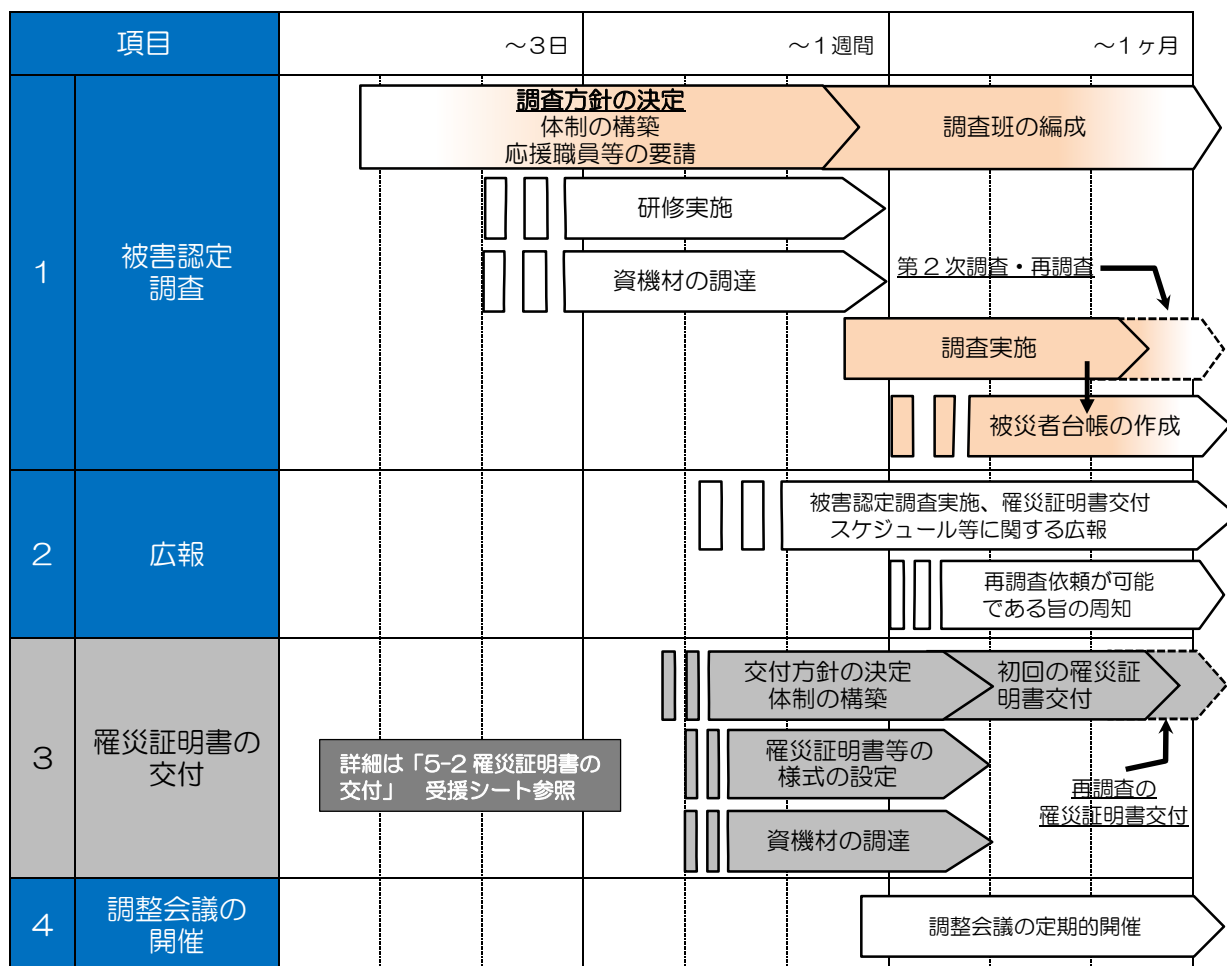
5-1 住家の被害認定調査 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	税務課 課長	0869-22-1181	
受援担当者	税務課 資産税係長		
連 携	建築住宅課	0869-22-2649	

■業務の概要と流れ

業務概要	各種被災者生活支援策の判断材料となる罹災証明書を交付するため、内閣府の運用指針等に基づき、住家等の被害の程度を判定する被害認定調査を実施する。
------	---



※「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（内閣府）を参考に作成

■ 応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	・調査方針の策定 ・実施体制の構築（庁内体制の調整、応援職員等の算定・調整等）
実務への 支援	・現地での被害認定調査 ・被害認定調査結果の整理 ・被災者台帳の作成

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	罹災証明・住家被害認定調査支援班 086-226-7929	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・ 処理施設の提供	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海的路ネットワ ーク運営協議会	必要資機材・物資の提供、職員の派遣、医療機関への受入 れ、臨時的な居住施設の提供	62
協定締結 事業者等	一般社団法人岡山県測量設 計業協会 中国地質調査業協会岡山県 支部	市内の被害状況調査 公共施設の応急対策に関する測量、調査、設計	49
	(株)イエローライン山陽	ドローンによる災害現場撮影・画像解析、搜索活動等の画 像提供	69
	(一社)MASC	ドローンによる被災状況等の確認、情報収集活動の支援、 被災者・行方不明者等の搜索、救助の支援、資材・物資の 輸送・運搬	101
	三井住友海上火災保険(株)	保険支払い業務で行う被害調査に関するデータ及び情報の 提供	102

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	本庁舎 3 階 会議室
現場（屋外）	被害調査現場

■ 応援職員等の要請人数の考え方

○ 応援職員等の要請人数を見積もる前に、下記を踏まえて「調査方針を決定」する。

- ・ 調査方針の決定に当たっては、災害の規模（被害棟数）や被害集中地域等、被害状況に関する情報を発災後速やかに収集することが重要となる。
※ 現地概況調査のほか、航空写真、ハザードマップ等を活用し迅速に情報を収集する
- ・ 収集した情報を基に、災害の種類、被害の規模等に応じて各調査方法の特徴を勘案し、方針を決定する（市単独で判断が困難な場合、総括支援チーム等の助言を受ける）。

＜各調査方法の特徴比較＞

	メリット	デメリット
当該市町村全域 （全棟調査）	大規模地震等では被害が市全域に広がるため、申請を待たず全ての住家を調査する方が効率的な場合がある。	市域が広い場合、調査棟数が多くなり、調査に要する期間が長くなる。
一部地域は全棟 +申請建物	水害など、被害地域が小さいエリアに固まっており移動距離が短い場合や、申請を待ってから現地調査を行うとより時間を要すると判断される場合、被害地域内については全ての住家を調査する方が、効率的な場合がある。	災害によっては全棟調査の範囲が明確になりにくい。 申請建物の調査は、地理的に近接している順に実施できない可能性があり、非効率となる可能性がある。
申請建物のみ	被害棟数が多くなければ、調査が必要とされている家屋のみを調査対象にする方が効率的な場合がある。	申請建物の調査は、地理的に近接している順に実施できない可能性があり、非効率となる可能性がある。 調査棟数の見積りが困難となり、必要な人員確保の見通しが立てにくい。

○ 調査方針を決定した上で「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に記載されている「調査体制の構築（人員計算、調査事例等）」等を参照して応援職員等の要請人数を見積もる。

■ 必要な資機材等

机、椅子、PC、プリンター、車両、地図、腕章、調査票、バインダー、デジタルカメラ、巻尺、水平器、下げ振り、双眼鏡、コンバックス、ヘルメット、作業着、筆記用具等（詳細は以下手引きを参照）※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■ 指針・手引き等

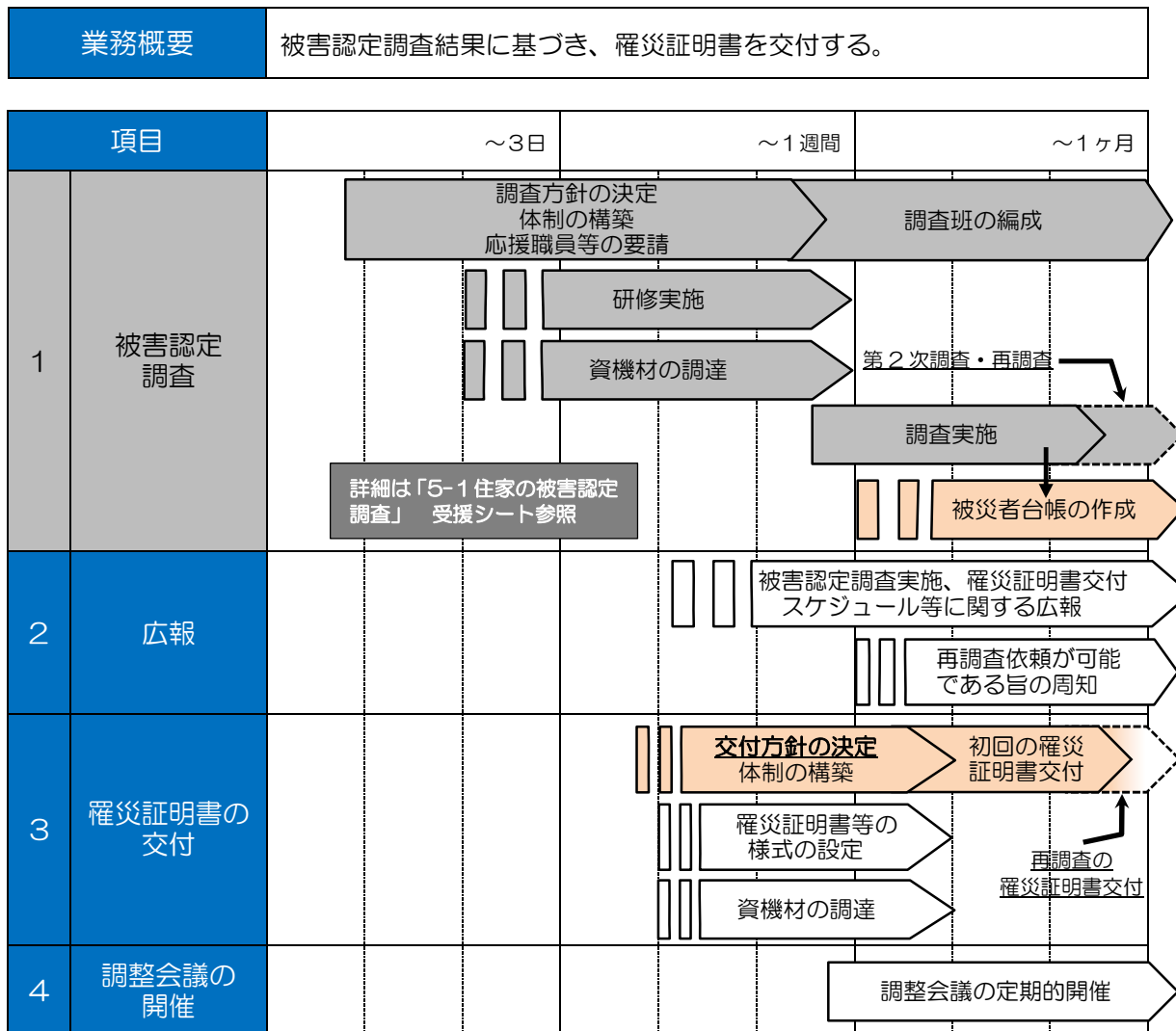
- ・ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針／参考資料【内閣府】
- ・ 住家被害認定調査票【内閣府】
- ・ 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き【内閣府】

5-2 罹災証明書の交付 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	税務課 課長	0869-22-1114	
受援担当者	税務課 市民税係長		

■業務の概要と流れ



※「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（内閣府）を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	- 罹災証明書交付方針の検討 - 実施体制の構築（庁内体制の調整、応援職員等の算定・調整）
実務への支援	- 被災者台帳の作成 - 申請書の受付に関する窓口業務 - 罹災証明書の交付

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	罹災証明・住家被害認定調査支援班 086-226-7929	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・ 処理施設の提供	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海的路ネットワ ーク運営協議会	必要資機材・物資の提供、職員の派遣、医療機関への受入 れ、臨時的な居住施設の提供	62
協定締結 事業者等	一般社団法人岡山県測量設 計業協会 中国地質調査業協会岡山県 支部	市内の被害状況調査 公共施設の応急対策に関する測量、調査、設計	49
	三井住友海上火災保険㈱	保険支払い業務で行う被害調査に関するデータ及び情報の 提供	102

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	【罹災証明書交付】 1 階 【被災者台帳の作成】 本庁舎 3 階 会議室
現場（屋外）	長船支所会場、牛窓支所会場、裳掛出張所会場

■ 応援職員等の要請人数の考え方

○応援職員等の要請人数を見積もる前に、下記を踏まえて「交付方針を決定」する。

- ・罹災証明書の交付については、被害認定調査担当と罹災証明書交付業務担当の連携が必須であるため、事前に役割を明確化することが重要である。
 - ・交付方針の決定に当たっては、被災世帯数や被害の地域的な広がり等を勘案し、より迅速に交付できる方法を決定する（市単独で判断が困難な場合、総括支援チーム等の助言を受ける）。
 - ・交付方法については、主に、次の方法で実施されている。
 - ・窓口のみ：交付窓口を設定し、当該窓口でのみ罹災証明書を交付
 - ・窓口と郵送による交付：窓口での交付に加え、郵送により罹災証明書を交付
- ※避難所を巡回して罹災証明書を交付した例もある。

○交付方針を決定した上で「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に記載されている「交付体制の整備（人員確保、交付体制の事例等）」等を参照して、応援職員等の要請人数を見積もる。

■ 必要な資機材等

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、携帯電話等（詳細は以下手引きを参照）
※必要に応じて、応援職員に持参を依頼

■指針・手引き等

- 災害に係る住家の被害認定基準運用指針／参考資料【内閣府】
- 住家被害認定調査票【内閣府】
- 災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き【内閣府】
- 被災者支援システム操作マニュアル【地方公共団体情報システム機構】

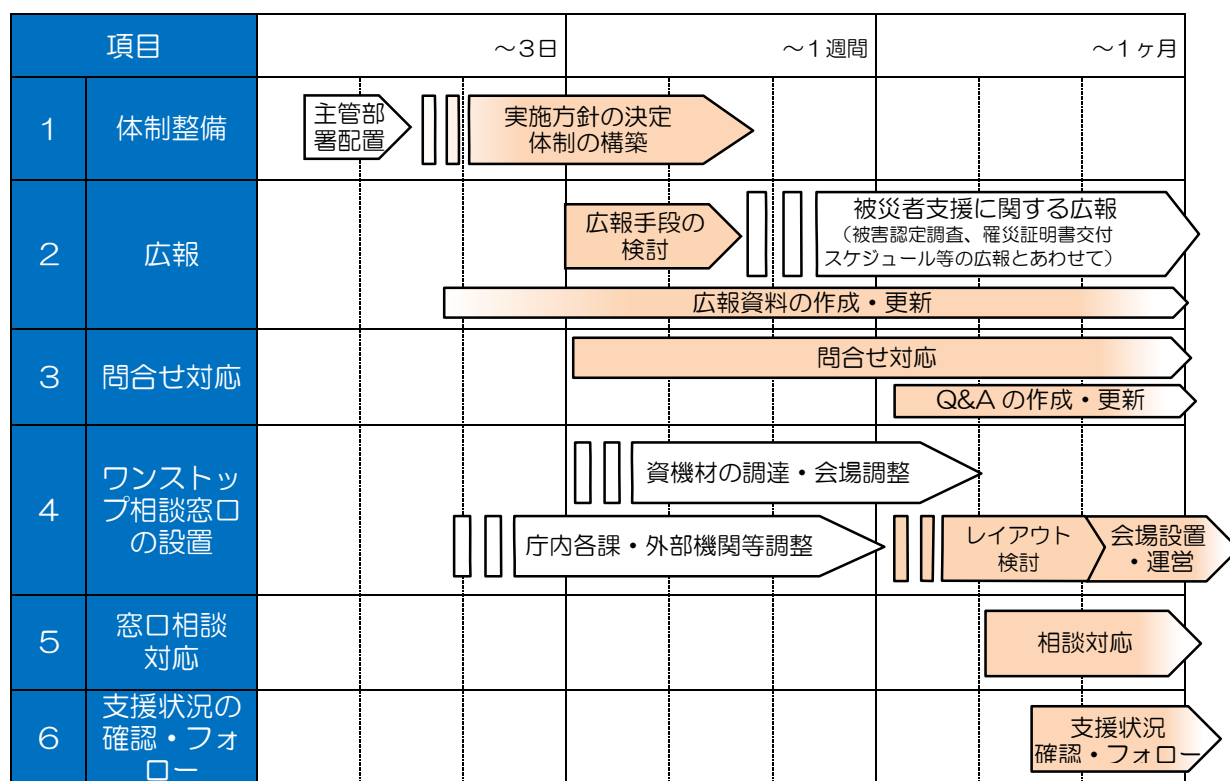
6 被災者支援・相談業務 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	企画振興課 課長	0869-22-1113	
受援担当者	企画振興課 課長補佐		

■業務の概要と流れ

業務概要	被災者の生活再建を迅速かつ円滑に実施し、早期の生活復興を実現するため、被災者の不安軽減を目的として電話による問合せ対応を行うとともに、生活再建・事業再建に係るワンストップ相談窓口を可能な限り設置し、被災者への効果的・効率的な支援・相談対応を実施する。
------	---



※「災害時・被災者支援業務の手引き」（内閣府）を参考に作成

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント業務支援	- 被災者支援・相談業務に関する実施方針の検討 - 実施体制の構築（庁内外の体制調整、応援職員等の算定・調整等） - ワンストップ相談窓口のレイアウト検討
実務への支援	- 広報資料の作成・更新 - 広報手段の検討 - 電話での問い合わせ対応 - Q&Aの作成・更新 - ワンストップ相談窓口会場設置・運営 - 窓口相談対応 - 支援状況確認・フォロー

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	被災者支援班 086-226-7927	
	住宅課	086-226-7527	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	人員派遣、物資・資機材の提供、ごみ・し尿処理の装備・ 処理施設の提供	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海の路ネットワ ーク運営協議会	必要資機材・物資の提供、職員の派遣、医療機関への受入 れ、臨時的な居住施設の提供	62
協定締結 事業者等	岡山県行政書士協会	被災者支援無料相談所の開設	48
	岡山弁護士会	被災者に対する無料法律相談会の開催	59
	岡山県瓦工事協同組合	被災建築物の瓦屋根部分の損壊箇所の修繕相談対応	97
	災害ボランティアセンター (市社会福祉協議会)	災害ボランティアセンターの設置・運営	94
	岡山県建設労働組合西大寺 支部	災害救助法が適用される災害発生時に、市依頼での被災住 宅の日常生活に必要な応急修理	103
NPO・ボラン ティア団体	一般社団法人ピースポート 災害支援センター	被災地の課題に合わせて多様な支援を展開/03-3363-7967 行政事務支援、支援団体間調整・連携サポート、避難所運 営、支援物資配布、食事支援（炊き出し・受入調整）、コ ミュニティ形成（サロン）、災害ボランティアセンター運 営、家屋清掃/壁・床剥がし、飛散屋根へのブルーシート 展張、仮設住宅支援、写真洗浄等	

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	本庁舎 2 階 中会議室
現場（屋内）	長船支所会場、牛窓支所会場、裳掛出張所会場など

（注）本業務は、被災者からの相談が多いと想定される「罹災証明書の交付」のほか、「被災者支援に関する各種制度」（①経済・生活面の支援 ②住まいの確保・再建のための支援 ③中小企業・自営業への支援 ④安全な地域づくりのための支援）に関する相談に対応するものである。

相談者の負担軽減を考慮し「ワンストップ相談窓口」を設置できるように場所を調整する。その際、相談対応に加えて申請などの手続きについても可能な限り、同じ会場でワンストップで対応できるように留意する。

■ 応援職員等の要請人数の考え方

【留意事項】

○大規模災害時には、各種生活再建支援策に関して総合的に情報を提供するとともに、被災者からの相談・申請受付等を一貫して行い、被災者の様々なニーズに対応するワンストップ相談窓口を設置する。

○被災者の生活再建の第一歩となる罹災証明書の交付と連携しながら窓口設置・相談対応を行うことで被災者負担の軽減を図る必要がある。

【応援要請の考え方】

○問合せ対応では、設置する電話回線数と交代要員も含めて要請人数を見積もる（被害規模等に応じて、電話相談業務をコールセンターとして委託することも検討する）。

○ワンストップ相談窓口では、1 窓口あたり職員 2 名での対応を基本とし、設置する窓口数と交代要員も含めて要請人数を見積もる。

○本庁のワンストップ相談窓口（総合相談窓口）とは別に被害程度が甚大な地域に、出先機関等で別途相談窓口等を設置する場合は、その要員についても要請人数に含める。

○申請書類の整理・入力等、バックオフィスでの事務処理も膨大となることから、窓口対応とバックオフィスの事務処理で役割分担することも有効である。

■ 必要な資機材等（ワンストップ相談窓口他）

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、電話、整理券、案内板・各窓口表示看板、通信環境（LAN、庁内 LAN）等

■ 指針・手引き等

- ・被災者支援に関する各種制度の概要【内閣府】
- ・災害時・被災者支援業務の手引き【内閣府】
- ・災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～【内閣府】

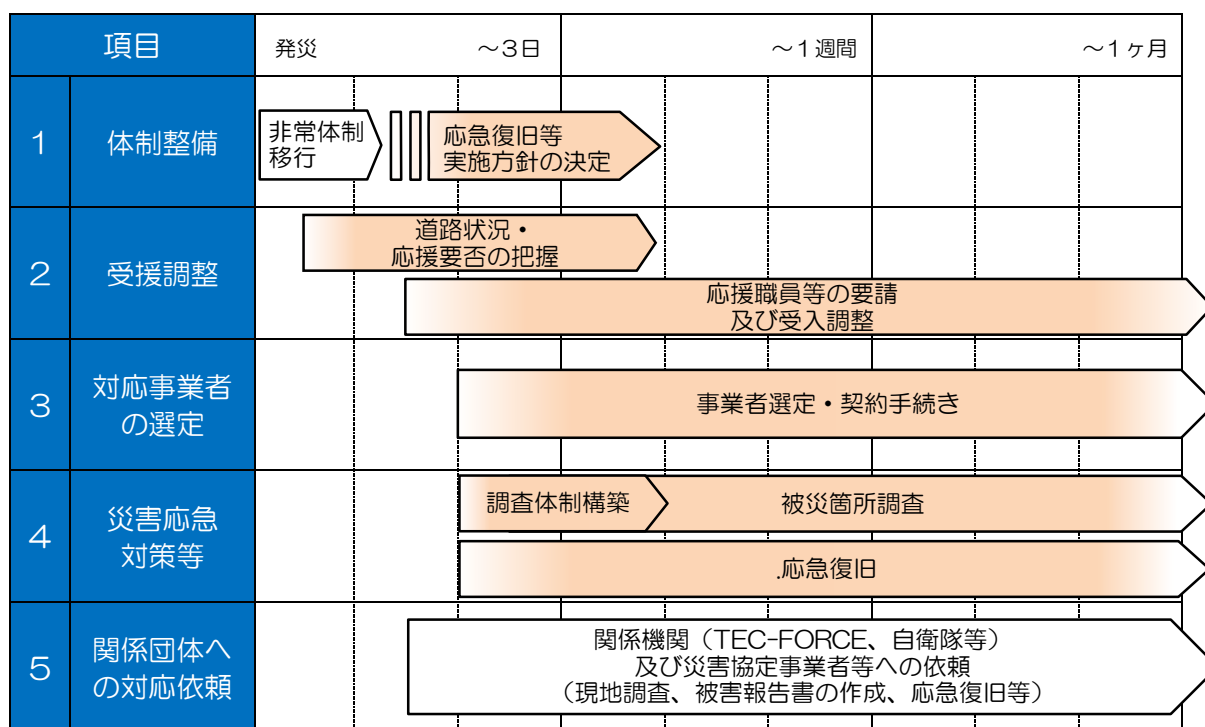
7 道路等インフラ復旧に係る業務 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	建設課 課長	0869-22-2099	
受援担当者	建設課 課長補佐		

■業務の概要と流れ

業務概要	迅速な災害対処活動や住民生活の早期安定化を実現するため、道路、橋梁、河川その他公共土木施設について、早期復旧を実施する。 この際、救助活動や医療支援を円滑に進めるための幹線道路や避難路、緊急輸送ルート等の道路啓開を優先する。
------	--



■ 応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	・ 応急復旧等にかかる実施方針の検討 ・ 被災状況調査等への応援の必要性やその規模に関する助言 ・ 実施体制の構築（庁内外の体制調整、応援職員等の調整）
実務への 支援	・ 被害状況調査（上空からの広域調査、現地での詳細調査） ・ 重機、資機材の手配 ・ 事業者の確保 ・ 関係機関及び協定事業者等への協力依頼

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
岡山県	受援調整部	人的支援班 086-226-7931、物的支援班	
国土交通省	中国地方整備局	要員派遣（TEC-FORCE）	36
自衛隊	陸上自衛隊日本原駐屯地 陸上自衛隊三軒屋駐屯地等	要員派遣（災害派遣部隊：施設科部隊等）	
協定締結 地方公共団体	岡山県及び県内 27 市町村	食料・飲料・生活用品・人員派遣、車両等及び・資機材の提供等	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海の路ネット ワーク運営協議会	資機材・物資の提供、職員派遣、医療機関への受入れ、臨時的な居住施設の提供等	62
協定締結 事業者等	市内建設業者等	建設機械、資材及び労力の提供等	

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	西棟 2 階 小会議室、建設課執務室前スペース
現場（屋外）	被害調査現場

■ 応援要請にあたっての留意事項

【被災内容に応じた専門性を有する班の派遣要請】

- 岡山県、自衛隊、協定締結地方公共団体等への応援要請は、受援担当者（統括班）が実施する。
- 国土交通省（中国地方整備局 TEC-FORCE）、協定締結事業者等への応援要請は、産業建設班が実施する。
- 被災状況調査については班（1 班 3～4 名程度）毎の対応を基本とし、想定される被災規模及び事象毎に必要な班数を見積もる。
- 大規模災害時には、被害の原因や被災した施設に応じた専門性を有する職員での対応が必要であり、必要な応援派遣の規模（期間、延べ班数）の設定に苦慮する場合は、岡山県、TEC-FORCE リエゾン等に相談する。
- なお、多数の応援機関が見込まれる場合には他機関と調整する役割の人員が必要となるため対象者を事前に定めておく。

【道路等インフラの応急復旧の考え方】

- 発災後、道路や橋梁、トンネル、などインフラの損傷状況や周囲の環境（山崩れや水害等）を迅速に評価し、応援の要否を判断する。
- 道路啓開については、人命救助に重要な 7 2 時間を意識し、2 4 時間以内に広域移動ルート of 概ねの啓開、7 2 時間以内の被災地内ルート of 概ねの啓開を目途に、協定締結事業者等と調整する。この際、道路啓開は 1 車線、啓開幅 5m を基本とし、緊急車両の通行帯を確保する。

■必要な資機材等

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、電話、通信環境（LAN、庁内LAN）等、車両、地図、通行規制資機材（バリケード、カラーコーン、コーンバー、土嚢袋等）
現地調査資機材（カメラ、ヘルメット、長靴、安全靴、反射チョッキ、雨具、巻尺等）

■指針・手引き等

- ・中国地方道路啓開計画（令和6年8月）【国土交通省 中国地方整備局】
- ・市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン【国土交通省】
- ・災害手帳【国土交通省（一社）全日本建設技術協会】

8-1 上水道施設の復旧に係る業務 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	上水道施設課 課長	0869-22-1326	
受援担当者	上水道施設課 係長		

■業務の概要と流れ

業務概要	発災後、速やかに断水地域を把握し、関係機関や民間給水車を活用した応急給水体制を確立して、上水道施設の早期復旧を図る。 この際、人命に関わる施設（病院・人工透析施設等）との情報共有により救命救急に要する給水を重視する。
------	--

項目	発災	～3日	～1週間	～1ヶ月
1 体制整備・受援調整		市内全般の被害状況把握 断水区域・断水戸数の把握	水道施設災害対策会議の設置 日水協岡山県支部、施工組合等への応援要請及び受入調整	
2 応急給水		応急給水の実施（医療機関等から優先的に） 給水体制の確立 応急給水量の算定・応急給水計画の策定	計画の見直し	
3 応急復旧		応急復旧方針の決定	方針の見直し 応急復旧（水道庁舎、施設、管路、水質等） 事業者選定・契約手続き 調査体制構築 被災状況調査・被害報告書の作成	
4 関係団体への対応依頼		・関係機関（TEC-FORCE、自衛隊、海上保安庁等）への依頼 ・医療機関等との連携対応		

■応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント業務支援	・応急復旧等にかかる実施方針の検討 ・被災状況調査等への応援の必要性やその規模に関する助言 ・応急給水体制の構築 ・給水車要請台数の試算
実務への支援	・現地調査（断水区域の把握等） ・関係機関等への協力依頼 ・給水車、船舶、重機、その他資機材等の手配及び連絡調整 ・避難所等への給水支援

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
国土交通省	中国地方整備局	要員派遣（TEC-FORCE）	36
自衛隊	陸上自衛隊日本原駐屯地 陸上自衛隊三軒屋駐屯地等	要員派遣（給水支援）	
海上保安庁	玉野海上保安部	災害応急活動（船舶による給水支援）	
岡山県	受援調整部	人的支援班、物的支援班	
	生活衛生課	水質検査、有害物質除去	
協定締結 地方公共団体	日本水道協会岡山県支部 （県内26市町村・4企業 団）	応急給水活動、応急復旧活動、技術的支援、応急給水・復 旧に必要な物資・資機材等の提供等	
	災害時相互応援協定 （岡山県及び県内27市町 村）	人員派遣、車両・資機材等の提供等	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海的路ネットワ ーク運営協議会	資機材・物資の提供、職員派遣等	62
協定締結 事業者等	一般社団法人瀬戸内市上下 水道施工組合	水道施設の復旧支援、給水支援などの応急対策業務	
	岡山県広域水道企業団	水質検査、有害物質除去、非常用給水袋等備蓄品・資機材 等の貸与	
	市内建設業者、輸送業者等	建設機械、資材及び労力の提供、物資運搬等	

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	水道庁舎1階 会議室、福山浄水場管理棟
現場（屋外）	市内給水所、避難所

■ 応援要請にあたっての留意事項

【関係機関等への派遣要請】

- 水道施設災害対策会議と市受援担当者（統括班）は適宜連携を図りながら関係機関等への派遣要請を行う。
- 応急給水体制については、2名1班を標準とし、想定される被災規模及び事象毎に必要な班数を見積もる。
- 大規模災害時には、被害の原因や被災した施設に応じた専門性を有する人材での対応が必要であり、必要な応援派遣の規模（期間、延べ班数）の設定に苦慮する場合は、岡山県、TEC-FORCE リエゾン等に相談する。

【応急給水・応急復旧の留意事項】

- 応急給水計画に基づき、給水車要請台数を周到に見積り、速やかに断水地域に派遣し給水活動を行う。この際、災害対策本部（統括班、市民生活班、保健福祉班、病院班）を介して医療機関等の状況を把握し、人命に関わる施設（病院・人工透析施設等）に対する応急給水の実施に留意する。
- 応援機関の派遣計画の尺度となるとともに、住民の不安の軽減及び苦情の減少が期待できることから、復旧期間の目標を定め、復旧状況の進展に伴い、適宜見直し公表する。なお、応急復旧活動の目標期間は最大1ヶ月とする。

■必要な資機材等

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、電話、通信環境（LAN、庁内 LAN）等、車両、地図、通行規制資機材（バリケード、カラーコーン、コーンバー、土嚢袋等）
現地調査資機材（カメラ、ヘルメット、長靴、安全靴、反射チョッキ、雨具、巻尺、音聴棒、漏水探知機、管路探知機、金属探知機、仕切弁キー、水質測定器、ポータブル流量計等）

■指針・手引き等

- ・瀬戸内市水道事業危機管理マニュアル【瀬戸内市水道事業】
- ・地震等緊急時対応の手引き【公益社団法人 日本水道協会】
- ・南海トラフ巨大地震対策＜全国の水道事業体に向けた提言＞【大都市水道局大規模災害対策検討会】

8-2 下水道施設の復旧に係る業務 受援シート

■業務主担当部署

区分	部署・役職	連絡先	備考（FAX等）
業務責任者	下水道課 課長	0869-22-5151	
受援担当者	下水道課 課長補佐		

■業務の概要と流れ

業務概要		発災後、速やかに施設や管渠等の被害状況を把握し、関係機関や民間事業者と連携して仮設ポンプ・配管設置等の緊急措置を行うとともに、下水道施設の早期復旧を図る。											
項目		発災			～3日			～1週間			～1ヶ月		
1	体制整備 ・受援調整 (地震・津波 ・水害)	下水道対策本部の設置											
		市内全般の被害状況把握											
		岡山県、下水道協会、下水道管路管理業協会等への応援要請及び受入調整											
2	浸水対応 (市災害対策本部と連携)	降雨予報の確認・水防活動の実施											
3	緊急調査・緊急措置	庁舎・処理場の被害状況等確認											
		緊急点検（マンホール浮上・溢水） 緊急調査（全管渠調査）											
		緊急措置（交通障害の解消、仮設ポンプ・配管設置等）											
4	応急復旧			一次調査体制構築	一次調査・被害報告書の作成								
									二次調査体制構築				
									応急復旧（水道庁舎、施設、処理場、管路等）				
									事業者選定・契約手続き				
5	関係団体への対応依頼	関係機関（TEC-FORCE、自衛隊等）への依頼											

■ 応援要請を検討する主な業務内容（上記 箇所）

マネジメント 業務支援	・緊急調査及び緊急措置体制の構築 ・仮設ポンプ及び配管要請規模の試算 ・被災状況調査等への応援の必要性やその規模に関する助言 ・応急復旧等にかかる実施方針の検討及び実施体制の構築
実務への 支援	・緊急点検（マンホール浮上・溢水） ・緊急調査（全管渠調査） ・緊急措置（交通障害の解消、仮設ポンプ・配管設置等） ・被害調査及び被害報告書の作成 ・関係機関等への協力依頼 ・仮設ポンプ・配管、その他資機材等の手配及び連絡調整

■ 関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	連絡先/支援の内容	協定番号
国土交通省	中国地方整備局	要員派遣（TEC-FORCE）	36
自衛隊	陸上自衛隊日本原駐屯地 陸上自衛隊三軒屋駐屯地等	要員派遣	
岡山県	受援調整部	人的支援班、物的支援班	
	土木部都市計画課	被害状況の報告と支援要請依頼	
協定締結 地方公共団体	災害時相互応援協定 （岡山県及び県内 27 市町 村）	人員派遣、車両・資機材等の提供等	47
	全国ハンセン病療養所所在 市町連絡協議会	職員の派遣、物資の提供、見舞金の送金等の支援	32
	瀬戸内海・海の路ネットワ ーク運営協議会	資機材・物資の提供、職員派遣等	62
協定締結 事業者等	一般社団法人 瀬戸内市上 下水道施工組合	下水道施設の復旧支援、応急対策業務	
	岡山県下水道協会	処理場・ポンプ場の緊急点検、応急復旧、要員派遣等	
	日本下水道事業団 中国・ 四国総合事務所	処理場・ポンプ場の緊急点検、応急復旧、要員派遣等	
	公益社団法人 日本下水道 管路管理業協会	管路施設の緊急点検、応急復旧、要員派遣等	
	市内建設業者、輸送業者等	建設機械、資材及び労力の提供、物資運搬等	

■ 応援職員等の執務スペース

活動拠点（屋内）	水道庁舎2階 会議室
現場（屋外）	市内下水処理施設

■ 応援要請にあたっての留意事項

【留意事項】

- 下水道対策本部と市受援担当者（統括班）は適宜連携を図りながら関係機関等への派遣要請を行う。
- 大規模災害時には、被害の原因や被災した施設に応じた専門性を有する人材での対応が必要であり、必要な応援派遣の規模（期間、延べ班数）の設定に苦慮する場合は、岡山県、TEC-FORCE リエゾン等に相談する。
- 応援要請時には、「交通・アクセス状況等」「被災状況」「緊急連絡先リスト」「準備できる資機材リスト」「宿泊施設情報」「食料・飲料水事情の情報」「給油施設の情報」などについて、可能な範囲で事前に情報提供する。
- 応援職員が支援活動を実施するにあたっては、「下水道台帳」「下水道施設被災状況資料」「調査記録表、連絡票等」「マンホールの種類、開閉マニュアル等」「道路地図」「住宅地図」などを提供する。
- 応援職員への依頼内容によっては、一定の経験や資格が必要となることも考えられるため（災害査定資料の作成等）、あらかじめ支援者に求める職種や資格を整理しておくことが望ましい。

■ 必要な資機材等

机、椅子、パソコン、プリンター、消耗品、筆記用具、電話、無線機、通信環境（LAN、庁内LAN）等、車両、地図、通行規制資機材（バリケード、カラーコーン、コーンバー、土嚢袋等）
現地調査資機材（カメラ、ヘルメット、長靴、安全靴、反射チョッキ、雨具、巻尺、レベル計、スタッフ等）、マンホールキー（開閉器）、バール、検査ミラー、酸素濃度計、硫化水素検知器、発電機、投光器、可搬ポンプ、水中ポンプ、ノッチタンク、可搬式污水处理施設、仮設管材、固形塩素、簡易トイレ

■ 指針・手引き等

- ・下水道事業継続計画（地震・津波、水害編）【瀬戸内市上下水道部下水道課】
- ・下水道 BCP 策定マニュアル【国土交通省水管理・国土保全局下水道部】
- ・下水道事業における災害時支援に関するルール【公益社団法人 日本下水道協会】

第5章 受援計画の実効性の確保

第1節 研修・訓練の実施

受援計画の実効性を確保するため、職員への計画内容の周知や、受援シートを活用する等して受援計画に基づく訓練を実施し、受援に係る対応スキルを身に付けるための機会を設けたり、人事異動の際に引継ぎを兼ねた研修を実施したりすることにより、災害がいつ発生しても対応できるように、職員の能力の確保・維持を図る。また、外部の研修等を通じて受援体制に関する理解を深めることや応援協定を締結している地方公共団体、企業団体間で、応援・受援に係る訓練を定期的に企画・実施することで顔の見える関係を作り、共通認識をもつように努める。

第2節 受援計画の検証と改善

受援に係る研修・訓練等を踏まえて、定期的な受援計画の検証と改善を行う。また、そのプロセスにおいても、防災担当部署のみならず、災害対応業務に係る部署も含めた庁内全体が関わり、そのプロセスを庁内で経験することによって、受援に関する情報を共有し、計画の実効性の向上を図る。

(様式第1－1号)

〇〇 第 号
年 月 日

(知事名又は要請先市町村長名)

(受援市町村長名)

応 援 要 請 書

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由及び被害の状況

2 応援要請内容

(1) 派遣を要する人員の職種及び人数

(2) 物資・資機材等の品名、数量等

(3) 応援場所及びその経路

(4) 応援の期間

(5) その他特記事項

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係名

担当者（主担当）

電話番号

FAX

(副担当)